

重点番号26: 公営住宅の一部入居者(生活保護受給者又は認知症患者)に対する収入申告の義務付けの緩和(京都府)

提案事項「一部入居者の公営住宅の収入申告において職権認定／代理申告を可能とする」

1. 府営住宅の状況等

1) 入居状況等

	戸数	入居戸数	うち収入未申告者数
H24 年度末	14,880 戸	13,421 戸 (1,876 戸)	154 人 (13 人)
H25 年度末	14,962 戸	13,256 戸 (1,852 戸)	151 人 (9 人)
H26 年度末	14,974 戸	13,261 戸 (1,885 戸)	153 人 (11 人)

※()内はうち生活保護受給者の数。ただし収入未申告者数については、京都市において代理納付を実施している者のうち収入未申告のため近傍同種家賃が課される可能性のあった者に限る。

2) 収入申告手続きの流れ

6 月 収入申告手続きの周知【府→入居者】

7 月 収入申告書の提出（課税証明書、生活保護受給証明書等の添付）【入居者→府】
⇒ 未申告者には収入申告請求書の送付【府→入居者】

11 月 収入認定通知書（所得額、次年度家賃等を記載）の送付【府→入居者】
⇒ 入居者からの異議申立て（30 日以内）がない場合、収入認定が確定
⇒ 未申告者は近傍同種家賃で決定

4 月 納入通知書の発出【府→入居者】

2. 未申告による支障事例

収入申告が未申告の場合は近傍同種家賃で家賃額が決定されるところ、特に収入の低い生活保護受給者は家賃増加により家賃滞納が続き、結果として、法的措置（即決和解、家屋明渡等請求訴訟など）に至ることが散見される。

また、特に認知症患者については、収入認定の際の本人による申告（申請）主義を当てはめることが酷と考えられるケースもある。

1) 具体的な支障事例：生活保護受給者

- ・ 50 代の母子家庭（子 1 人）。未申告による家賃増（1.9 万円→3.2 万円）のため、7 ヶ月の家賃滞納（滞納額 19 万円）。H25. 11 即決和解に至る。
- ・ 30 代の母子家庭（子 2 人）。未申告による家賃増（1.5 万円→2.8 万円）のため、5 ヶ月の家賃滞納（滞納額 8 万円）。その後申告を受け、再認定により家賃は戻ったものの、滞納家賃分の支払が困難な状況であり、H24. 4 即決和解に至る。
- ・ 70 代の単身入居者。未申告による家賃増（0.5 万円→1.1 万円）のため、30 ヶ月の家賃滞納（滞納額 30 万円）。明渡請求訴訟に至り、H17. 3 に退去確定。

2) 具体的な支障事例：認知症患者

- ・ 80 代の単身入居者（要介護 3）。未申告による家賃増（1.2 万円→3.1 万円）のため、10 ヶ月の家賃滞納（滞納額 30 万円）。明渡請求訴訟に至り、H26. 3 に退去確定。
- ・ 90 代の単身入居者（会話が極めて困難）。未申告による家賃増（1.4 万円→3.9 万円）のため、7 ヶ月の家賃滞納（滞納額 18 万円）。明渡請求訴訟に至り、H25. 10 に退去確定。